

旅館業法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、旅館業法（昭和三十二年法律第百三十八号。以下「法」という。）及び旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「令」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(社会教育施設等の指定)

第二条 法第三条第三項第三号（法第三条の二第二項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 図書館法（昭和三十五年法律第百八十八号）第二条第一項に規定する図書館
- 二 博物館法（昭和三十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設
- 三 社会教育法（昭和三十四年法律第二百七号）第五章に規定する公民館
- 四 前三号に掲げるもののほか、青少年の教育又は福祉に関する施設及びスポーツ施設のうち多数の児童の利用に供される施設で知事が指定するもの

2 知事は、前項第四号の規定による指定をしたときは、施設の名称、位置その他必要な事項を告示するものとする。

(許可に際して知事が意見を求める者)

第三条 法第三条第四項（法第三条の二第2項及び第三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により知事が意見を求めなければならない者は、次の各号に掲げる施設の区分に従い、当該各号に定める者とする。

- 一 国が設置する施設 当該施設の長
- 二 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
- 三 前二号に掲げる施設以外の施設で、当該施設について監督庁があるもの 当該監督庁
- 四 前三号に掲げる施設以外の施設 当該施設の所在地を管轄する市町村長

(衛生の措置の基準)

第四条 法第四条第二項の規定による衛生の措置の基準は、次のとおりとする。

- 一 建物の周囲、客室及び便所等は、常に清潔であり、ねずみ、昆虫等の駆除が行われること。
- 二 客に使用する寝具類は、常に清潔であること。
- 三 客に使用させる浴衣その他の直接身体に触れる布類は、客一人ごとに取り替え、そのつど洗濯すること。
- 四 換気、採光、照明、防湿及び排水の設備については、宿泊に支障のないよう適正に

管理すること。

- 2 前項に規定するもののほか、共同浴室等の衛生の措置の基準は、次のとおりとする。
 - 一 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第九項に規定する給水装置又は大分県給水施設条例（昭和三十三年大分県条例第三十七号）第二条に規定する給水施設により供給される水以外の水を使用した原湯（浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）上がり用湯（洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。）及び上がり用水（洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。）並びに浴槽水（浴槽（屋内のものに限る。）内の湯水をいう。以下同じ。）は、別表第一で定める基準に適合する湯水であること。
 - 二 浴槽水は、常に清浄を保ち、かつ、浴槽を満たしていること。
 - 三 打たせ湯及びシャワーには、浴槽水を使用しないこと。
 - 四 露天風呂の湯水が、浴槽水に混じることのないようにすること。
 - 五 原湯を貯留する貯湯槽（以下単に「貯湯槽」という。）の生物膜その他の汚れの状況を定期的に監視し、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。
 - 六 浴槽水は、毎日（循環式浴槽（ろ過装置を使用して浴槽水を循環させる構造の浴槽をいう。以下同じ。）で毎日完全に換水しないもの又は常に原湯を供給し、浴槽水をあふれさせる浴槽にあつては、一週間に一回以上）完全に換水し、浴槽を清掃すること。
 - 七 上がり用湯の水温の調整に使用する設備は、年に一回以上清掃すること。
 - 八 浴槽に入る前には身体を洗うこと等の入浴上の注意事項を、脱衣室等の入浴者の見やすい場所に掲示すること。
 - 九 旅館業を営む者（以下「営業者」という。）は、規則に定めるところにより、浴槽水について別表第一の水質項目に係る水質検査を行い、その結果をその営業の施設の所在地を所管する保健所長に報告するとともに、入浴者の見やすい場所に掲示すること。
 - 十 営業者は、衛生管理に関する手引書を作成して、従業者に周知徹底し、かつ、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。
 - 十一 営業者は、水質検査結果、遊離残留塩素濃度測定結果等の記録を作成し、三年間保管すること。
 - 十二 前各号に掲げるもののほか、循環式浴槽を設置している場合の衛生の措置の基準は、次のとおりとする。
 - イ 貯湯槽の原湯の温度は、常に摂氏六十度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないよう貯湯槽の原湯の消毒を行うこと。
 - ロ 一週間に一回以上ろ過装置を十分に逆洗浄して汚れを排出するなど、浴槽水を循

環させるための設備の適切な清掃及び消毒を行うこと。

八 浴槽水の誤飲を防ぐための措置をとること。

二 浴槽水の消毒には、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度について毎日測定し、別表第二で定める基準に保つこと。ただし、これにより難しい場合で知事が認めるときは、この限りでない。

ホ 浴槽水の消毒に塩素系薬剤を使用しているときは、当該薬剤をろ過器の直前に投入すること。

ヘ 集毛器は、毎日清掃すること。

ト あふれ出た浴槽水を回収して浴用に供する場合は、回収した湯水を貯留する回収槽（以下単に「回収槽」という。）の清掃及び消毒を一週間に一回以上行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないよう回収槽の湯水を消毒すること。

チ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置している場合は、当該浴槽の浴槽水及び当該設備に必要な湯水には、連日使用している浴槽水を使用しないこと。

3 知事は、前項第九号に規定する措置を講じない営業者に対し、当該措置を講じるよう指示するものとする。

4 知事は、前項の指示を受けた営業者がその指示に従わないときは、当該営業者の設置する営業の施設の名称及びその講じない措置の内容を公表するものとする。

（宿泊を拒むことのできる事由）

第五条 法第五条第三号の規定による宿泊を拒むことのできる事由は、次のとおりとする。

一 泥酔その他の理由で、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

二 宿泊中、他の宿泊者に対し迷惑を及ぼす行為があったとき。

三 宿泊者名簿に記載する必要事項を要求しても告げないとき。

（構造設備の基準）

第六条 令第一条第一項第十一号の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、客室総数の二分の一を超えて洋式客室数を有することとする。

2 令第一条第二項第十号の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 客室には専用の出入口を設け、他の客室との境は壁又は板戸等で区画してあること。

二 便所は、水源から五メートル以上の距離を有し、防虫及び防臭の設備を設けること。ただし、水源から五メートル未満であつても公衆衛生上支障がないと認めるときはこの限りでない。

3 令第一条第三項第七号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 一客室の床面積は、七平方メートル以上であること。

二 便所は、水源から五メートル以上の距離を有し、防虫及び防臭の設備を設けること。

ただし、水源から五メートル未満であつても公衆衛生上支障がないと認めるときはこの限りでない。

4 令第一条第四項第五号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 一客室の床面積は、七平方メートル以上であること。

二 便所は、水源から五メートル以上の距離を有し、防虫及び防臭の設備を設けること。

ただし、水源から五メートル未満であつても公衆衛生上支障がないと認めるときはこの限りでない。

5 簡易宿所営業のうち農林漁村体験型宿泊施設（主として農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動のために利用される宿泊施設をいう。）に係る構造基準については、第三項に定めるもののほか、知事が別に定めるところによる。

（中核市の特例）

第七条 旅館業法第九条の二の規定により、県が処理することとされている事務を中核市が処理する場合におけるこの条例の規定の適用については、第四条第二項第十二号二中「知事」とあるのは「中核市の長」とする。

別表第一（第四条関係）

水質項目	水質基準	検査方法
レジオネラ属菌	一〇〇ミリリットルの検水で形成される集落数が一〇未満	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

別表第二（第四条関係）

項目	最低（mg / ・）	最高（mg / ・）
遊離残留塩素濃度	〇・二	〇・四（温泉の泉質等により、これにより難しい場合は、一・〇）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第四条第二項第三号、第四号並びに第十二号ホ及びチの規定は、この条例の施行の日以後に旅館業法第三条第一項の許可の申請のあった旅館業の営業に係る施設の設置又は同日以後の旅館業の営業に係る施設の変更について適用する。

大分県旅館業法施行細則（抜粋）

（水質検査の方法等）

第七条 条例第四条第二項第九号の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 循環式浴槽でないもの 年に一回以上
 - 二 循環式浴槽であるもの
 - イ 浴槽水を毎日換水するもの 年に一回以上
 - ロ 浴槽水を塩素系薬剤を使用して消毒し、連日使用するもの 年に二回以上
 - ハ 浴槽水を塩素系薬剤を使用しない方法で消毒し、連日使用するもの 年に四回以上
- 2 条例第四条第二項第九号の規定による報告は、水質検査結果の通知を受けてから十五日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に検査機関が発行する水質検査成績書の写しを添付して行うものとする。
- 一 営業者の住所、氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
 - 二 施設の名称、所在地
 - 三 前項に規定する浴槽の種類
- 3 条例第四条第二項第九号の規定による水質検査結果の掲示は、検査機関が発行する水質検査成績書を掲示することにより行うものとする。